

一 主として飼養の作業に従事する者の氏名、住所、生年月日及び電話番号

二 飼養開始の予定年月日

三 捕獲用機材の種類及び数

四 災害発生時において特定動物による人の生命等に対する侵害を防止するためにとるべき措置

3 条例第二十一条第三項第三号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 申請者が法人の場合にあつては、その登記事項証明書

二 飼養施設の構造詳細図

三 申請者の精神の障害又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤による中毒者であるかないかに関する医師の診断書（条例第二十一条第四項の規定による届出の場合を除く。）

四 別表第一の区分の欄十六に掲げる特定動物を飼養し、又は保管しようとする場合にあつては、その毒に有効な血清等の医薬品の名称及びその保管場所がわかる書類（特定動物の飼養届出）

第十三条 条例第二十一条第四項の規定による届出は、特定動物飼養届（第九号様式）に同条第三項に規定する書類（同項第二号に掲げる書面及び前条第三項第三号に掲げる書面を除く。）を添えて行わなければならない。

（標識の様式）

第十四条 条例第二十二條の規定による交付する標識の様式は、第十号様式とする。

（特定動物の飼養施設の基準）

第十五条 条例第二十三条第一項第一号の規則で定める基準は、別表第二のとおりとする。

（飼養不適格者）

第十六条 条例第二十三条第一項第二号エの規則で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一 精神の機能の障害があると認めらる者

二 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤による中毒者

（特定動物の飼養許可の変更）

第十七条 条例第二十五条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、条例第二十一条第二項第五号に掲げる変更のうち、鉄筋等の部分的な取替え、戸の付替えその他の

飼養施設の同一性が失われない程度のものとする。

2 条例第二十五条第二項の申請者は、特定動物飼養許可事項変更申請書（第十一号様式）とする。

3 条例第二十五条第四項の規定による変更の届出は、特定動物飼養変更届（第十二号様式）を提出することにより行わなければならない。

4 条例第二十五条第五項の規定による届出は、特定動物飼養許可事項変更届（第十三号様式）を提出することにより行わなければならない。

（廃止の届出）

第十八条 条例第二十六条の規定による届出は、特定動物飼養廃止届（第十四号様式）を提出することにより行わなければならない。

（標識の再交付の申請）

第十九条 条例第二十七条第一項の規定による再交付の申請は、特定動物飼養許可標識再交付申請書（第十五号様式）を提出することにより行わなければならない。

（特定動物の施設内飼養の特例）

第二十条 条例第三十一条第一号の規則で定めるものは、競技、写真撮影、繁殖、試験研究その他これらに類するものとする。

2 条例第三十一条第二号の規則で定める基準は、別表第三のとおりとする。

3 条例第三十一条第三号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定動物を制御できる者の管理の下で、疾病を予防し、又は治療する場合

二 飼養施設の改築又は改修のため、別表第三の基準を満たす搬送用の施設内で、一時的に飼養する場合

（処分の特例の方法）

第二十一条 条例第三十七条第一項の規定による処分（以下「処分」という。）は、必要な区域、期間及び時間を限って、道路、空地、広場等に薬物入りのえさを置くことにより行うものとする。

2 前項の規定により、薬物入りのえさを置く場合には、そのえさごとに、それが薬物入りのえさである旨を表示した紙片等を添えておかなければならない。

3 知事は、当該職員に第一項の薬物入りのえさの置かれた場所を巡視させ、かつ、薬物による処分の時間が経過する前に当該薬物入りのえさを回収させなければならない。

（処分の特例の周知の方法）

第二十二條 条例第三十七條第一項後段の規定による周知は、処分を行う区域、期間及び時間並びに薬物入りのえさの状態につき、次に掲げる措置をとることにより行うものとする。

一 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条の規定による登録を受けている犬の飼い主で処分を行う区域内及びその近傍に居住するものに対し、その旨を文書で通知すること。

二 薬物による処分を行う区域内及びその近傍の公衆の見やすい箇所にその旨を掲示すること。

三 文書の回覧又は配布をし、必要に応じ放送機関、広報車等を使用してその旨を広報すること。

2 前項第一号の規定による通知は薬物による処分の開始の日の三日前までに、同項第二号の規定による掲示は薬物による処分の開始の日の三日前から薬物による処分の終了の日まで、同項第三号の規定による広報は薬物による処分の開始の日の三日前から開始の日までの間の適当な日に行わなければならない。

（事故発生時の届出）

第二十三條 条例第三十九條第一項の規定による届出は、特定動物事故届（第十六号様式）を提出することにより行わなければならない。

2 条例第三十九條第二項の規定による届出は、飼い犬事故届（第十七号様式）を提出することにより行わなければならない。

（動物愛護指導員及び動物愛護技術員）

第二十四條 条例第四十二条の動物愛護指導員は獣医師又は学校教育法に基づく大学において獣医学若しくは畜産学の課程を修めて卒業した者、同条第二項の動物愛護技術員は狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）第十四条に定める狂犬病予防技術員をもって充てる。

（費用の負担）

第二十五條 条例第四十三条第四項の規定による返還を受けようとする者は、収容の期間における飼養等に要した費用として、一頭につき二千五百円を支払わなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

（奈良県飼い犬管理条例施行規則の廃止）

2 奈良県飼い犬管理条例施行規則（昭和四十一年四月奈良県規則第七号。）は、廃止する。

（経過措置）

3 条例附則第四項の規則で定める事項は、第六条第二項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

4 条例附則第四項の規則で定める書類は、第四条第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる書類とする。

5 条例附則第四項の規定による届出書は、動物取扱業みなし登録業者届（附則別記様式）とする。

別表第1 (第3条関係)

綱	目	科	種	類	区分					
ほ乳	食肉目	いぬ科	ハイエナ科	ネコ属のうちアフリカゾウキヤット、カラカル、ジャングルクヤット、オセロツト、サーバル及びアジアドールデンキヤット	ネコ属のうちアフリカゾウキヤット、カラカル、ジャングルクヤット、オセロツト、サーバル及びアジアドールデンキヤット	3				
				ハイエナ科	ハイエナ科	ハイエナ科	4			
				ねこ科	ネコ属のうちアフリカゾウキヤット、カラカル、ジャングルクヤット、オセロツト、サーバル及びアジアドールデンキヤット	ネコ属のうちアフリカゾウキヤット、カラカル、ジャングルクヤット、オセロツト、サーバル及びアジアドールデンキヤット	5			
				さそう科	ネコ属のうちアフリカゾウキヤット、カラカル、ジャングルクヤット、オセロツト、サーバル及びアジアドールデンキヤット	ネコ属のうちアフリカゾウキヤット、カラカル、ジャングルクヤット、オセロツト、サーバル及びアジアドールデンキヤット	6			
				ささい科	ネコ属のうちアフリカゾウキヤット、カラカル、ジャングルクヤット、オセロツト、サーバル及びアジアドールデンキヤット	ネコ属のうちアフリカゾウキヤット、カラカル、ジャングルクヤット、オセロツト、サーバル及びアジアドールデンキヤット	7			
				奇蹄目	ささい科	ネコ属のうちアフリカゾウキヤット、カラカル、ジャングルクヤット、オセロツト、サーバル及びアジアドールデンキヤット	ネコ属のうちアフリカゾウキヤット、カラカル、ジャングルクヤット、オセロツト、サーバル及びアジアドールデンキヤット	8		
				偶蹄目	ささい科	ネコ属のうちアフリカゾウキヤット、カラカル、ジャングルクヤット、オセロツト、サーバル及びアジアドールデンキヤット	ネコ属のうちアフリカゾウキヤット、カラカル、ジャングルクヤット、オセロツト、サーバル及びアジアドールデンキヤット	9		
				だちよう目	ささい科	ネコ属のうちアフリカゾウキヤット、カラカル、ジャングルクヤット、オセロツト、サーバル及びアジアドールデンキヤット	ネコ属のうちアフリカゾウキヤット、カラカル、ジャングルクヤット、オセロツト、サーバル及びアジアドールデンキヤット	10		
				鳥	たか目	たか科	オジロロシ、ハクトウロシ、オオロシ、クロハゲロシ、コンジロハゲロシ、マダラハゲロシ、オウギロシ、ミミヒタハゲロシ、ヒメオウギロシ、オウギロシ、ハナオウギロシ、ライリビロシ、イヌロシ、オナカオウギロシ、コンジロイヌロシ、カンムリクマタカ、ゴマバカラシ	オジロロシ、ハクトウロシ、オオロシ、クロハゲロシ、コンジロハゲロシ、マダラハゲロシ、オウギロシ、ミミヒタハゲロシ、ヒメオウギロシ、オウギロシ、ハナオウギロシ、ライリビロシ、イヌロシ、オナカオウギロシ、コンジロイヌロシ、カンムリクマタカ、ゴマバカラシ	13	
							かみつきがめ科	ハナフタオトコカゲ、コモドオトコカゲ	ハナフタオトコカゲ、コモドオトコカゲ	14
							おおとがけ科	ホテコンストリクター、アチコンダ、アマジストニシキヘビ、インドニシキヘビ、アミメニシキヘビ	ホテコンストリクター、アチコンダ、アマジストニシキヘビ、インドニシキヘビ、アミメニシキヘビ	15
							ポテ科	アチコンダ	アチコンダ	16
							どくどくがけ科	アチコンダ	アチコンダ	17
							なみへび科	アチコンダ	アチコンダ	18
							くさりへび科	アチコンダ	アチコンダ	19
							クワコラ科	アチコンダ	アチコンダ	20
							くさりへび科	アチコンダ	アチコンダ	21
クワコラ科	アチコンダ	アチコンダ	22							
くさりへび科	アチコンダ	アチコンダ	23							
クワコラ科	アチコンダ	アチコンダ	24							
くさりへび科	アチコンダ	アチコンダ	25							
クワコラ科	アチコンダ	アチコンダ	26							
くさりへび科	アチコンダ	アチコンダ	27							
クワコラ科	アチコンダ	アチコンダ	28							

別表第2 (第16条関係) 1 おり等を用いる施設の基準

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17			
規 開口	2m以上	5m以上	2m以上	4m以上	3m以上		6m以上	5m以上				4m以上	3m以上	体長の1.5倍	3m以上	1m以上	体長の1.5倍			
規 奥行	3m以上	5m以上	3m以上	4m以上	3m以上	4m以上	5m以上					3m以上	2m以上	体長の1倍	3m以上	1m以上	体長の1倍			
規 高さ	3m以上						4m以上	3m以上		5m以上	3m以上			1m以上	1.5m以上	1m以上	2m以上			
主 要 構 造	形態	菱形金網 おり	鉄おり	鉄おり又は 菱形金網 おり	菱形金網付き鉄おり		鉄さく					菱形金網 さく	菱形金網 おり	強化(合 わせ又は 入り板)ガ ラス	強化(合 わせ又は 入り板)ガ ラス	強化(合 わせ又は 入り板)ガ ラス	強化(合 わせ又は 入り板)ガ ラス			
	規 格	鉄筋	直径	22mm 以上	13mm 以上	19mm 13mm以上		13cm以上(柱脚)					10cm 以上							
		間隔		5cm以 下	8cm以 下	5cm以 下	8cm以 下	12cm 以下	45cm 以上	40cm以下			80cm 以下							
		金網	線径	4mm以 上	5mm以 上	2.6mm以上							4mm以上					4mm以上		
		網目		3cm以 下	5cm以 下	4cm以下							3cm以下					3cm以下		
	帯鉄	厚さ	5mm以 上		5mm以上															
間隔		高さ1m 未満の部 分は50 cm、高 1m以上 の部分は 100cm 以下		高さ1m未満の部分は50cm以下、高さ1m以上の部分は100cm以下																
その他																	鉄板3mm厚さ以上			
入 口	戸	二重戸(内戸は内開き戸、上げ戸又は引き戸、外戸は外開き戸、上げ戸又は引き戸)						二重戸(内戸及び外戸ともに上げ戸又は引き戸)				一重戸(形態問わず)		二重戸(ふたを内戸とする場合は、鉄格子、金網等を使用)						
	錠	内戸及び外戸ともに二重錠						一重以上二重錠				二重以上二重錠								
入 口 高 さ	おり等との間隔	1m以上						6m以上 2m以上				6m以上 2m以上		1m以上		1m以上(金網おりの場合)				
	高さ	1.5m以上		1m以上												1m以上(金網おりの場合)				
備考(危険防止設備等)	おり周囲に菱形金網を設置(床以上1.5mまで)						鉄筋固定用油圧ポンプ(1.8m以上)				ポール設備		おり周囲に菱形金網を設置(床以上3mまで)		止まり木設置		必要に応じて、強化ガラス、鉄製の扉、必要に応じて、入り板、木製扉、必要に応じて、入り板、木製扉、必要に応じて、入り板、木製扉			

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設は、人家が密集している場所、公道に面している場所及び住居の出入り口付近に設置されていないこと。ただし、販売又は展示等の目的で飼養をする場合を除く。 2 施設の規模に関する基準は、成獣1個体を飼養し、又は保管する場合の基準である。 2 個体以上飼養し、又は保管する場合の床面積は、1個体増すごとに表による床面積にその50%を加えるものとする。 3 土地等に固定されていること。 4 飼養施設の主要構造については、この表に掲げる基準と同等以上の強度、耐久性等を有すると認められるときは、他のものをもって代えることができる。 5 この表に掲げる主要構造の基準は、特定動物の年齢、大きさ、飼養目的等を考慮してやむを得ないと認められるときは、その一部を緩和し、又は適用しないことができる。 6 施設部分に動物が触れない構造であること。 7 施設の床は、コンクリート等の堅固で不透水性のものであり、かつ、適当な勾配と排水溝が設けられていること。 8 給水設備は、特定動物の飲用水及び施設の洗浄用水を十分に供給することができるものであること。 9 汚物等処理設備は、汚物等を適正に排出し、処理することのできるものであること。排水孔は、特定動物が逃走できない構造であること。 10 必要に応じて寝室又はこれに類する施設を設けていること。寝室又はこれに類する施設には天井、側壁及び特定動物を確認できるのぞき窓が設けられていること。 11 十分な採光及び換気ができること。 12 特定動物がその体の一部を飼養施設の外に出して、人の生命等を侵害することのできない構造であること。 13 特定動物の跳躍力、登はん力、掘削力、咬力、腕力、握力並びに借り抜け及び押す能力を考慮し、必要に応じて空堀、忍び返し、ネットシッター、電気さく、警報装置又は自動シッターなど災害時においても動物が逃走しないような設備を設置すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 2 擁壁、空堀を用いる施設の基準 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設は、特定動物の種類、数、習性等に応じた規模を有すること。 (2) 擁壁は、特定動物の跳躍力及び破壊力に対応できる十分な高さ及び強度を有し、その内壁面は平滑ですき間がないものであること。 (3) 空堀は、特定動物の跳躍力及び破壊力に対応できる十分な深さ、幅及び強度を有するものであること。 (4) 擁壁、空堀を用いる施設にあっては、擁壁、空堀の近くに特定動物の逃走を招く樹木又は工作物等がないこと。 (5) 出入口の戸は二重構造であること。 (6) 出入口の戸には、一の戸ごとに特定動物の体が触れない箇所にて二以上の施設設備があること。 (7) 特定動物を監視できる構造であること。 (8) 必要に応じて寝室又はこれに類する施設を設けていること。寝室又はこれに類する施設には天井、側壁及び特定動物を確認できるのぞき窓が設けられていること。 (9) 特定動物の習性、生理に応じ、必要な設備を有すること。 (10) 擁壁及び空堀を用いる施設の床は、堅固で不透水性のものであり、洗浄及び排水がしやすい構造であること。 (11) 給水設備は、特定動物の飲用水及び施設の洗浄用水を十分に供給することができるものであること。 (12) 汚物等処理設備は、汚物等を適正に排出し、処理することのできるものであること。 (13) 幼児等がぐぐり抜け、又は乗り越えることのできない構造の止めさくが適当な位置に設けられていること。 3 施設内に自動車を乗り入れ、危険な動物を観覧させる場合の施設の基準 <ol style="list-style-type: none"> (1) 外部と完全に隔絶できる構造であること。 (2) 特定動物の体力及び習性に応じて、さく等を用いた堅固な構造であり、かつ、特定動物の逃走を防止できる構造であること。 (3) さくは、適当な間隔において二重に設けているものであること。ただし、内さくに代えて空堀を設けることができる。 (4) さくには、特定動物の逃走を防止するための、忍び返し又は電気さく等を設けて
---	---

第1号様式 (第5条関係)

動物取扱業登録申請書

奈良県知事殿

年 月 日

印

住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- いるものであること。
- (5) 電気さくを用いる場合には、停電時直ちに作動できる発電機の設備が設けられていること。
- (6) さく又は空堀の近くに特定動物の逃走を助ける樹木又は工作物等がないこと。
- (7) 出入口の戸は二重構造であること。
- (8) 出入口の戸には、一の戸ごとに特定動物の体が触れない箇所に二以上の施錠設備があること。
- (9) 特定動物を常時監視できる設備を設けていること。
- (10) 特定動物の習性、生理に応じ、必要な設備を有すること。
- (11) 施設内の適当な位置に特定動物の体格及び習性に応じた寝室又はこれに類する施設を設けていること。
- (12) 寝室の床は、洗浄及び排水がしやすい構造であること。
- (13) 給水設備は、特定動物の飲用水及び寝室等の洗浄用水を十分に供給することができるものであること。
- (14) 汚物等処理設備は、汚物等を適正に排出し、処理することのできるものであること。
- (15) 観覧者の安全確保に必要な設備を有すること。

別表第3 搬送用施設の基準

- 1 施設の規模は、別表第2のおり等を用いる施設の基準に準じたものであること。
- 2 施設の構造は、別表第2のおり等を用いる施設の基準に準じたものであること。
- 3 施設は、振動、転倒、落下等による衝撃が加えられても、特定動物が逃走できない構造であること。
- 4 出入口の戸は上下スライド式又は開き戸であること。
- 5 出入口の戸には、特定動物の体が触れない箇所に二以上の施錠設備があること。
- 6 施設の床は、特定動物の汚物等が停留することがない構造であり、ふん尿等により道路等を汚すおそれのない構造であること。
- 7 特定動物に直接人の手が触れないように、必要に応じて被覆し、又は金網を張ること。

事業所の名称			
事業所の所在地	(電話番号)		
動物取扱業	員氏名	住所	訓練 展示
	種別 具体的な内容	販売 保管 貸出し	
取り扱う動物の種類及び数	哺乳類		
	鳥類		
	爬虫類		
飼養施設の構造及び規模	建築様式	木造 木造モルタル造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 その他	コンクリート造 コンクリート造
	延べ床面積		m ²
	床	コンクリート 厚板 土 石材 金属板 [その他]	

(英)

飼養施設の管理の方法	排水処理の方法	公共の下水道に直接放流 浄化装置で処理後に公共の溝きよに放流 〔その他〕
	廃棄物の処理方法	一般廃棄物として処理 焼却処理 埋却処理 〔その他〕
動物取扱主任者の氏名	動物の死体処理の方法	一般廃棄物として処理 焼却処理 埋却処理 〔その他〕
	消毒の方法	薬剤消毒 熱水消毒 紫外線消毒 〔その他〕
営業開始予定年月日	年 月 日	

添付書類

- 申請者が法人の場合にあつては、その登記事項証明書
 - 申請者が奈良県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第10条第1項第1号に該当しないことを誓約する書面
 - 動物を飼養又は保管する設備、給水設備、洗浄及び消毒に必要な設備並びにえさを保管する設備の配置図及び付近の見取図
 - 飼養施設の配置図及び付近の見取図
 - 動物取扱主任者が条例第18条第3項に規定する者に該当するものであることを証する書類
 - 特定動物を取り扱う場合にあつては、条例第21条第1項の規定により特定動物の飼養許可を受けたことを証する書類
- 注 1 「役員」の「氏名」及び「住所」の欄には、申請者が法人の場合のみ記載してください。
- 2 「動物取扱業」の「種別」の欄には、該当するものをすべてを○で囲んでください。
- 3 「動物取扱業」の「具体的な内容」の欄には、「種別」において○で囲んだ種別の内容をできるだけ具体的に記載してください。
- 4 「取り扱う動物の種類及び数」の欄には、哺乳類、鳥類及び爬虫類の別に当該事業所で取り扱う動物の種類、それぞれの種類の本にその取扱数を括弧書きで記載してください。
- 5 「飼養施設の構造及び設備」の欄には、建築様式及び床について該当するものがあれば○で囲み、その他の場合及び延べ床面積については空欄に該当する事項を記載してください。
- 6 「飼養施設の管理の方法」の欄には、該当するものを○で囲み、その他の場合については、空欄にしてください。
- 7 この様式による申請は、飼養施設を設置する事業所ごとに行ってください。
- 8 他の法令の許可等を要する場合は、その手続きを速やかに行ってください。

第2号様式（第5条関係）

動物取扱業登録証



登録番号 号

登録（変更の登録）年月日 年 月 日

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

事業所の名称

事業所の所在地

動物取扱業の種別

動物取扱主任者の氏名

奈良県知事 氏 名 印

第3号様式 (第7条関係)

動物取扱業登録事項変更申請書

奈良県知事殿

年 月 日

住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 印

電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第11条第2項の規定により、次のとおり申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	(電話番号)
登録番号	第 号
変更予定年月日	年 月 日
変更事項	変更前
	変更後
	変更理由

- 添付書類
- 申請者が法人であつてその役員を変更する場合にあっては、その登記事項証明書、給本簿、印章及び印影の捺印した捺印簿を添付する。
 - 申請者が個人である場合は、その住所及び印影の捺印した捺印簿を添付する。
 - 動物取扱主任者を変更する場合は、その者が奈良県動物の愛護及び管理に関する条例(以下「条例」といふ)を遵守している旨を証明する書類を添付する。
 - 新たに特定動物を取り扱う場合は、条例第21条第1項の規定による許可を受け、変更前の動物取扱業登録証

第4号様式 (第7条関係)

動物取扱業登録事項変更届

奈良県知事殿

年 月 日

住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 印

電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第11条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	(電話番号)
登録番号	第 号
変更年月日	年 月 日
変更事項	変更前
	変更後
	変更理由

- 添付書類
- 届出者が法人であつてその名称若しくは代表者の氏名又は所在地を変更した場合にあっては、その登記事項証明書、給本簿、印章及び印影の捺印した捺印簿を添付する。
 - 届出者が個人である場合は、その住所及び印影の捺印した捺印簿を添付する。
 - 届出者が法人であつてその役員を変更(氏名の変更等)した場合にあっては、その登記事項証明書

第5号様式 (第8条関係)

動物取扱業廃業等届

奈良県知事殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

登録業者との関係

電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	(電話番号)
登録番号	第 号
廃業等年月日	年 月 日
廃業等の理由	
動物の処理の方法	
特定動物の譲渡先(譲渡した場合に限る。)	

添付書類 動物取扱業登録証

第6号様式 (第9条関係)

動物取扱業登録証再交付申請書

奈良県知事殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	(電話番号)
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日
動物取扱業登録証を紛失し、又は損傷した年月日	年 月 日
紛失・損傷の別	紛失 ・ 損傷

添付書類 動物取扱業登録証を損傷した場合には、当該動物取扱業登録証注「紛失・損傷の別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

第7号様式 (第11条関係)

(表)

身分証明書	第	号
所 属	氏 名	
年 月 日	奈 良 県 知 事	氏 名 印

上記の者は、奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第20条第1項、第33条第2項、第41条第1項の規定により立入調査等を行う職員であることを証する。

(裏)

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例 (抜粋)

(報告の徴収及び立入調査等)

第20条 知事は、この節の施行に必要な限度において、動物取扱業者を営む者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に、当該動物取扱業者を営む者の飼養施設を設置する事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(野犬等の収容)

第33条 知事は、飼い主の判明しない犬又は飼い主が第6条第1号に掲げる事項を遵守せず、人の生命等を侵害することのないようにされていない犬 (以下「野犬等」という。)があるときは、当該職員にこれを収容させることができる。

2 前項の職員は、収容しようとして退避中の野犬等が飼い主又はその他の者の土地、建物又は給車内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所 (人の住居を除く。)に立ち入ることができる。ただし、その場所の所有者又はこれに代わらるべき者が拒んだときは、この限りでない。

3 何人も、正当な理由がなく、前項本文の規定による立ち入りを拒んではならない。

4 第1項の職員は、第2項本文の規定により立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴収及び立入調査等)

第41条 知事は、この条例 (第2章第2節の規定を除く。)の施行に必要な限度において、動物の飼い主に対し、動物の飼養の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に、当該動物を飼養している場所その他関係のある場所に立ち入り、その飼養の状況その他必要な事項について調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 第20条第2項及び第33条の規定は、前項の規定による立入調査及び質問について準用する。

第8号様式 (第13条関係)

特定動物飼養許可申請書

奈良県知事殿

住所

氏名

電話番号

年 月 日

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第21条第2項の規定により、次のとおり申請します。

飼 養 の 目 的	区 分		種 類	数
	特 定 動 物			
飼 養 所 在 地				
飼 養 施 設 規 模				
主として飼養の作業に従事する者	住 所	住 所	住 所	(電話番号)
飼養開始予定年月日	年	月	日	年 月 日 生
捕獲用機材の種類及び数	種 類			数
災害発生時に人の生命等に対する侵害を防止するためにとるべき措置				

添付書類

- 申請者が法人の場合には、その登記事項証明書
- 飼養施設取組の配置図、付近の息助図、構造及び規模を示す図面並びに構造詳細図
- 申請者の精神の健康状態の診断書
- 申請者が奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第23条第2号アからエまでに該当しないことを誓約する書面
- 別添第二の区分1の欄に掲げる特定動物を飼養し、又は保管しようとする場合にあっては、その害に有効な血清等の医薬品の名称及びその保管場所がわかる書類

第9号様式 (第14条関係)

特定動物飼養届

奈良県知事殿

年 月 日

住所
氏名
印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第21条第4項の規定により、次のとおり届け出します。

飼養の目的	区分	種類	数
特定動物			
飼養所在地			
飼養施設構造			
規			
主として飼養の作業に従事する者	住所 氏名	(電話番号) 年 月 日生	
飼養開始予定年月日	年 月 日		
捕獲用機材の種類及び数	種類	数	
災害発生時に人の生命等に対する侵害を防止するためにとるべき措置			

添付書類
1 飼養施設の配置図、付近の見取図、構造及び措置を示す図面並びに構造詳細図
2 別表第一の区分1の欄に掲げる特定動物を飼養し又は保管しようとする場合にあっては、その畜に有別な血清等の医薬品の名称及びその保管場所がわかる書類

第10号様式 (第15条関係)

特 定 動 物
許可飼養者氏名
動物の種類
許可番号
許可年月日
年 月 日
奈良県

備考
1 縦10センチメートル、横15センチメートルとし、外枠の幅は2センチメートルとする。
2 外枠の色は黄、地色は白、文字色は黒とする。

第11号様式 (第18条関係)

特定動物飼養許可事項変更申請書

年 月 日

奈良県知事殿

住 所

印

氏 名
法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり申請
します。

許可番号	第 号
変更予定年月日	年 月 日
変更事項	変更前
	変更後
	変更理由

- 添付書類
- 飼養施設の構造若しくは規模を変更し、又は飼養施設を増設する場合にあっては、変更又は増設後の飼養施設の構造詳細図及び配置図
 - 変更前の特定動物飼養許可証及び特定動物飼養許可標識

第12号様式 (第18条関係)

特定動物飼養変更届

年 月 日

奈良県知事殿

住 所

印

氏 名
法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第25条第4項の規定により、次のとおり届け
出ます。

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
変更年月日	年 月 日
変更事項	変更前
	変更後
	変更理由

- 添付書類
- 飼養施設の所在地を変更する場合にあっては、変更後の飼養施設の配置図及び付近の見取図
 - 飼養施設の構造若しくは規模を変更し、又は飼養施設を増設する場合にあっては、変更又は増設後の飼養施設の構造詳細図及び配置図

第13号様式 (第18条関係)

特定動物飼養許可事項変更届

年 月 日

奈良県知事殿

住 所

印

氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第25条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
変更年月日	年 月 日
変更事項	変更前
	変更後
変更理由	

添付書類
 1 申請者が法人にあってはその名称若しくは代表者の氏名又は所在地を変更する場合にあっては、その登記事項証明書
 2 飼養施設の所在地を変更する場合にあっては、変更後の飼養施設の配置図及び付近の見取図

第14号様式 (第19条関係)

特定動物飼養廃止届

年 月 日

奈良県知事殿

住 所

印

氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第26条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日	年 月 日		
許可番号	第 号		
特定動物	区分	種類	数
廃止年月日	年 月 日		
廃止の理由			
特定動物の処理の方法			
特定動物の譲渡先 (譲渡した場合同様に限る。)			

添付書類 特定動物飼養許可証及び特定動物飼養許可票紙

第15号様式(第20条関係)

特定動物飼養許可標識再交付申請書

奈良県知事殿

年 月 日

住所
氏名
印

氏名
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第27条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可番号	第 号
許可年月日	年 月 日
特定動物飼養標識を紛失し、又は損傷した年月日	年 月 日
紛失・損傷の別	紛失 ・ 損傷

添付書類 特定動物飼養許可標識を損傷した場合にあっては、当該特定動物飼養許可標識注「紛失・損傷の別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

第16号様式(第24条関係)

特定動物事故届

奈良県知事殿

年 月 日

住所
氏名
印

氏名
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第39条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日	
許可番号	
事故を起こした特定動物	区分 種類
事故発生日時	年 月 日 午前 午後 時 分頃
事故発生場所	
事故の発生原因	
被害者	住所 (電話番号) 氏名 年齢 性別
事故の概要	
事故の発生後にとった措置	

第17号様式(第24条関係)

飼い犬事故届

奈良県知事殿 年 月 日

住所 氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第39条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事故を起こした犬	種類	年齢	性別
	名称	毛色	その他特徴
登録等	登録：有(市町村名 年度第 号) ・ 無 注射：有(年度第 号) ・ 無		
発生日時	年 月 日	午前 午後	時 分頃
発生場所	犬の飼い主の敷地内・被害者の敷地内・公道上・公園内・学校等敷内・その他()		
事故の状況	犬の状態	おり内・保留・散歩中・放し飼い・その他()	
	原因及び内容	過去における咬傷事故の有無(年 月) ・ 無	
被害者	住所	(電話番号)	
	氏名	年齢	性別
被害の概要			
事故の発生後にとった措置			

注 1 登録等の欄には、事故を起こした犬の狂犬病予防法による登録の有無(該当するものを○で囲んでください。)、登録をした市町村名、年度及び番号並びに狂犬病予防注射の有無(該当するものを○で囲んでください。)、交付年度及び番号について記載してください。
 2 発生場所の欄及び犬の状態の欄は、該当するものを○で囲んでください。

附則別記様式(附則第5項関係)

動物取扱業みなし登録業者届

奈良県知事殿 年 月 日

住所 氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例附則第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称			
事業所の所在地	(電話番号)		
取り扱う動物の種類及び数	哺乳類		
	鳥類		
	爬虫類		
役員	員氏名	住所	
動物取扱主任者の氏名			

注 1 「役員」の「氏名」及び「住所」の欄は、届出者が法人の場合のみ記載すること。
 添付書類
 1 届出者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書
 2 動物取扱業主任者が奈良県動物の愛護及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第18条第3項に規定する者に該当するものを証する書類
 3 特定動物を取り扱う場合にあっては、条例第21条第1項の規定により特定動物の飼養許可を受けたことを証する書類

奈良県砂防指定地等管理条例施行規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県規則第四十五号

奈良県砂防指定地等管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県砂防指定地等管理条例(平成十七年三月奈良県条例第四十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(制限行為の許可の申請)

第二条 条例第三条の規定による許可を受けようとする者は、砂防指定地行為許可申請書(第一号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 位置図、丈量図及び現場写真

二 建築物又は工作物の設計図又は構造図(条例第三条第一号に掲げる行為の場合に限る。)

三 土地の実測平面図(条例第三条第一号から第三号までに掲げる行為の場合に限る。)

四 行為に係る計画地盤面を記載した実測断面及び実測横断面図並びに当該行為が他に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した書類(条例第三条第二号及び第三号に掲げる行為の場合に限る。)

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(占用の許可の申請)

第三条 条例第四条の規定による許可を受けようとする者は、砂防設備占用許可申請書(第二号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 位置図

二 占用部分及び占用面積計算を記載した図面

三 現場写真

四 付近地の実測平面図

五 占用により他に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した書類

六 利害関係者の承諾書

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(着手等の届出)

第四条 条例第三条の規定による許可を受けた者(条例第八条の規定により許可を受けたものとみなされる者を含む。)は、当該許可に係る行為に着手するときは、当該着手の時までに、その旨を記載した砂防指定地行為等(着手・終了・廃止・中止)届出書(第三号様式)を知事に提出しなければならない。

2 条例第三条又は第四条の規定による許可を受けた者(条例第八条の規定により許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。)は、当該許可に係る行為を終了し、廃止し、又は中止したときは、当該終了、廃止又は中止の日から七日以内に、その旨を記載した砂防指定地行為等(着手・終了・廃止・中止)届出書を知事に提出しなければならない。

3 条例第三条又は第四条の規定による許可を受けた者は、住所又は氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)に変更があつたときは、当該変更の日から十四日以内に、その旨を記載した住所等変更届出書(第四号様式)に、その事実を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(変更許可の申請)

第五条 条例第六条の規定による変更の許可を受けようとする者は、砂防指定地行為等変更許可申請書(第五号様式)に、変更しようとする事項に係る第二条各号又は第三条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(協議)

第六条 条例第八条の規定による協議は、第二条各号又は第三条各号に掲げる書類を知事に提出することにより行わなければならない。

(地位承継の届出)

第七条 条例第九条第三項の規定による届出は、地位承継届(第六号様式)に、その地位の承継があつたことを証する書類を添えて知事に提出することにより行わなければならない。

(権利譲渡の申請)

第八条 条例第十条第一項の規定による承認は、権利譲渡承認申請書(第七号様式)に、その権利の譲渡があつたことを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。
(標識の設置)

第九条 条例第十一条に規定する許可標識の様式は、第八号様式とする。

(新たに砂防指定地となった場合の届出)

第十条 条例第十二条の規定による届出は、砂防指定地行為届(第九号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 位置図
- 二 行為の区域及び内容を示す図面
- 三 現場写真
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(減免)

第十一条 条例第十五条の規定による砂防設備占用料の減免を受けようとする者は、砂防設備占用料減免申請書(第十号様式)を知事に提出しなければならない。

(砂防監視員)

第十二条 砂防指定地の監視及び砂防設備の管理のため、砂防監視員を置く。

2 砂防監視員は、その権限を行使する場合においては、身分証明書(第十一号様式)を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(書類の経由)

第十三条 この規則の規定により知事に提出する書類は、正本一部及び副本二部とし、当該許可に係る土地を管轄する土木事務所の長を経由しなければならない。

2 土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則(昭和五十七年四月奈良県規則第三号)の規定により土木事務所の長に提出する書類は、前項の規定にかかわらず、正副それぞれ一部とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(奈良県砂防指定地規則の廃止)

2 奈良県砂防指定地規則(昭和三十九年三月奈良県規則第六十二号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に行われた許可に係る処分、手続その他の行為でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則の相当規定によって行われた許可に係る処分、手続その他の行為とみなす。

(土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則の一部改正)

4 土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則(昭和五十七年四月奈良県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一項第九号中「奈良県砂防指定地規則(昭和三十九年三月奈良県規則第六十二号。以下この号において「規則」という。)」を「奈良県砂防指定地等管理条例(平成十七年三月奈良県条例第四十七号。以下この号において「条例」という。)」及び奈良県砂防指定地等管理条例施行規則(平成十七年三月奈良県規則第四十五号。以下この号において「規則」という。)」に改め、同号ア中「規則第三條第一項」を「条例第三條」に、「奈良県砂防指定地において制限すべき行為を定める条例(平成十五年三月奈良県条例第四十六号)」を「同条」に改め、同号カ中「規則第十三條第二項」を「条例第十二條第二項」に改め、同号中カをクとし、クの次に次のように加える。

ケ 条例第十五條の規定による占用料の減免を行うこと。

コ 規則第四條の規定による着手等の届出を受理すること。

第一項第九号オ中「規則第九條第二項」を「条例第九條第三項」に改め、同号オただし書中「ただし」の下に、「条例第三條に規定する許可については、」を加え、「イ」を「ウ」に改め、同号中オをカとし、カの次に次のように加える。

キ 条例第十條第一項の規定による承認を行うこと。

第一項第九号エ中「規則第八條」を「条例第八條」に改め、同号中エをオとし、同号ウ中「規則第七條」を「条例第七條」に改め、同号ウただし書中「ただし」の下に「、条例第三條に規定する許可については」を加え、「イ」を「ウ」に改め、同号中ウをエとし、同号イ中「規則第六條」を「条例第六條」に改め、同号イただし書中「ただし」の下に「、条例第三條に規定する許可については」を加え、同号中イをウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 条例第四條の規定による許可を行うこと。

第1号様式 (第2条関係)

砂防指定地行為許可申請書

奈良県砂防指定地等管理条例第3条の規定により、砂防指定地行為の許可を申請します。

年 月 日 殿
 許可申請者住所
 氏名
 連絡先
 印

1	砂防指定地の名称	
2	行為の種類別	奈良県砂防指定地等管理条例第3条 号に掲げる行為
3	行為地の面積	平方メートル
4	行為の目的	
5	行為地の位置	
6	行為の概要	
7	砂防指定地以外に 関する行為の概要	
8	行為の期間	許可日より 間
9	その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 第 号	
※許可に付した条件		
※許可番号	年 月 日 第 号	

備考

- 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 許可申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、砂防指定地行為を行うことについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 ※印のある欄は記載しないこと。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第2号様式 (第3条関係)

砂防設備占有許可申請書

奈良県砂防指定地等管理条例第4条の規定により、砂防設備の占有許可を申請します。

年 月 日 殿
 許可申請者住所
 氏名
 連絡先
 印

1	砂防指定地の名称	
2	砂防設備の種類	
3	占有の目的	
4	占有地の面積	平方メートル
5	占有地の位置	
6	占有物件の概要	
7	占有の期間	許可日より 間
8	その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 第 号	
※許可に付した条件		
※許可番号	年 月 日 第 号	

備考

- 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 許可申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、砂防設備の占有を行うことについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 ※印のある欄は記載しないこと。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第3号様式 (第4条関係)

砂防指定地行為等 (着手・終了・廃止・中止) 届出書

年 月 日

殿
届出者 住所
氏名
連絡先
印

次のとおり (砂防指定地行為・砂防設備占用) について、奈良県砂防指定地等管理条例施行規則第4条第 項の規定により、(着手・終了・廃止・中止) しましたので、届け出ます。

1	着手・終了・廃止・中止年月日	年 月 日
2	許可 年 番 号	年 月 日 第 号
3	行為又は占用の目的	
4	理由 (廃止・中止の場合)	
5	その他必要な事項	
※	受付番号	年 月 日 第 号
※	確認年月日	年 月 日

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 届出者においては、押印を省略することができる。
- 3 届出内容は、該当する事項以外を二重線で消去してください。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、他の法令による許可、認可等を要している場合には、その手続の状況を記載すること。
- 5 ※印のある欄は記載しないこと。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第4号様式 (第4条関係)

住所等変更届出書

年 月 日

殿
届出者 住所
氏名
連絡先
印

次のとおり、奈良県砂防指定地等管理条例施行規則第4条第3項の規定により、(住所・氏名) を変更しましたので、届け出ます。

1	砂防指定地の名称	
2	許可 番 号	年 月 日 第 号
3	変更に係る事項	
	変更前 変更後	
4	変更理由	
5	変更年月日	
※	受付番号	年 月 日 第 号

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 届出者の氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 届出内容は、該当する事項以外を二重線で消去してください。
- 4 ※印のある欄は記載しないこと。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第5号様式 (第5条関係)

砂防指定地行為等変更許可申請書

奈良県砂防指定地等管理条例第6条の規定により、変更の許可を申請します。
 年 月 日 概
 許可申請者住所
 氏名
 連絡先
 印

1	砂防指定の名称	
2	行為の種別	
3	行為(占用)地の面積	平方メートル
4	行為(占用)の目的	
5	行為(占用)地の位置	
6	行為(占用物件)の概要	
7	砂防指定地以外に関する行為の概要	
8	行為(占用)の期間	許可日より 間
9	その他必要な事項	
許可番号	年月日 第 号	
変更の理由		
※受付番号	年月日 第 号	
※許可に付した条件		
※許可番号	年月日 第 号	

備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 許可申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 3 砂防指定地行為等の変更事項においては、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 4 その他必要な事項の欄には、砂防指定地行為等を行うことについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
 5 ※印のある欄は記載しないこと。
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第6号様式 (第7条関係)

地位承継届

年 月 日

地位承継届
 届出者住所
 氏名
 連絡先
 印

次のとおり、奈良県砂防指定地等管理条例第9条第3項の規定により、届け出ます。

1	砂防指定地の名称	
2	許可番号	年月日 第 号
3	被承継人の住所及び氏名	
4	承継年月日	年月日
5	承継の理由	
※受付番号	年月日 第 号	

備考 1 承継人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 承継人の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 3 ※印のある欄は記載しないこと。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第7号様式 (第8条関係)

権利譲渡承認申請書

奈良県砂防指定地等管理条例第10条第1項の規定により、権利譲渡の承認申請します。

年 月 日
 殿

申請者 住所
氏名
連絡先
印

1 砂防指定地の名称	
2 許可番号	年 月 日 第 号
3 譲渡者の住所及び氏名	
4 譲渡年月日	年 月 日
5 譲渡の理由	
※受付番号	年 月 日 第 号
※承認番号	年 月 日 第 号

- 備考 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第8号様式 (第9条関係)

砂防指定地行為（砂防設備占用）許可標識

1 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
2 砂防指定地の名称	
3 行為の種類	奈良県砂防指定地等管理条例第 条 号に掲げる行為
4 行為（占用）目的	
5 行為（占用）期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 行為（占用）者	住所
	氏名

- 備考 1 標識の大きさは、縦80センチメートル、横100センチメートルとすること。
- 2 標識は、下辺が地上90cm以上となるように立ててください。

第9号様式 (第10条関係)

砂防指定地行為届

年 月 日

届出者 住所 氏名 連絡先 印

奈良県砂防指定地等管理条例第12条第2項の規定により、年国土交通省告示第 号による砂防指定地指定の際、次のとおり奈良県砂防指定地等管理条例第3条に掲げる行為を行いますので、届け出ます。

1	砂防指定地の名称	
2	行為地の位置	
3	行為地の面積	
4	行為の種別	奈良県砂防指定地等管理条例第3条第 号に掲げる行為
5	行為の目的	
6	行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
7	その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 第 号	

- 備考
- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 届出者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 「その他必要な事項」の欄には、砂防指定地行為を行うことについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
 - ※印のある欄は記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第10号様式 (第11条関係)

砂防設備占用料減免申請書

年 月 日申請の砂防設備の占用の許可に係る占用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所 氏名 連絡先 印

1	砂防指定地の名称	
2	許可番号	年 月 日 第 号
3	占用地の位置	
4	占用地の面積	平方メートル
5	占用料の減免を受けようとする理由	
6	占用料の減免を受けようとする期間	
7	その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 第 号	

- 備考
- 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 「その他必要な事項」の欄には、砂防設備の占用を行うことについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
 - ※印のある欄は記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第11号様式(第12条関係)

第 号 証 明 書

住 所 名 氏 名 氏 名 氏 名

生 年 月 日

上記の者は、砂防法第31条の規定により命じられた砂防監視員であることを証明します。

交付年月日 年 月 日

有効期間 年 月 日

奈良県知事

砂 防 法 (抜 粋)

第23条 砂防ノ為ニ必要ナルトキハ行政庁ハ第2条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地又ハ之ニ隣接スル土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ材料置場等ニ供シ又ハハバムヲ得ナルトキハ其ノ土地ニ現在スル障害物ヲ除去スルコトヲ得。

第31条 都道府県知事ハ第2条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地監視ノ為ニ砂防設備管理ノ為吏員ヲ置クベシ。

奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県規則第四十六号

奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年三月奈良県条例第四十八号。以下「条例」という。)第四号の規則で定める契約は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げるものとする。

区 分	長期継続契約を締結することができる契約
一 条例第 四号アに 掲げる契 約	<p>ア 自動車を借り入れるための契約</p> <p>イ 医療機械器具等を借り入れるための契約</p> <p>ウ 分析又は試験研究機械器具類を借り入れるための契約</p> <p>エ 写真機類を借り入れるための契約</p> <p>オ その他機械器具類を借り入れるための契約</p>
二 条例第 四号イに 掲げる契 約	<p>ア 窓口受付等の業務に関する役務の提供を受ける契約</p> <p>イ 水道業務に関する役務の提供を受ける契約</p> <p>ウ 下水道業務に関する役務の提供を受ける契約</p> <p>エ 情報処理業務に関する役務の提供を受ける契約</p> <p>オ 医療業務に関する役務の提供を受ける契約</p> <p>カ 給食業務に関する役務の提供を受ける契約</p> <p>キ 事務用機器の保守業務に関する役務の提供を受ける契約</p> <p>ク 医療用機器の保守業務に関する役務の提供を受ける契約</p> <p>ケ 舞台操作業務に関する役務の提供を受ける契約</p> <p>コ 旅券業務に関する役務の提供を受ける契約</p> <p>サ 放置車両の確認及び標章の取付業務に関する役務の提供を受け</p>

シ 自動車保管場所現地調査等の業務に関する役務の提供を受ける契約

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

告示

奈良県告示第六百二十四号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（知事に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三月奈良県規則第四十三号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

名称	一 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）	
	第十條	第十九條第一項
条項	第十條	第十九條第一項
根拠となる法令又は条例等の名称及び条項	対象手続等の名称	
	薬局の変更の届出	医薬品の製造販売業の変更の届出（ただし、薬局製造販売医薬品を製造販売する場合に限る。）

二 適用日

第十九條第二項	医薬品の製造業の変更の届出（ただし、薬局製造販売医薬品を製造する場合に限る。）	
第三十八條において準用する第十條	医薬品の販売業の変更の届出	
第四十條第一項において準用する第十條	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の変更の届出	
第四十條第二項において準用する第十條	管理医療機器の販売業又は賃貸業の変更の届出	
第二十條	宅地建物取引主任者資格登録簿の変更の登録申請	
三 薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）	第二条	取扱処方せん数の届出
四 奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）	第六條第一項	行政文書の開示請求
五 宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年四月奈良県規則第五号）	第四条	宅地建物取引業従事者の変更の届出

平成十七年四月一日

奈良県告示第六百二十五号

平成十一年九月奈良県告示第三百三号（奈良県環境影響評価技術指針）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

第四条第三項第三号ウ中「第五十六条の二第一項」を「第五十七条第一項」に、「第九十八条第二項」を「第八十二条第二項」に、「第五十七条の二第一項」を「第九十三条第一項」に改める。

奈良県告示第六百二十六号

昭和四十三年五月奈良県告示第七十七号（奈良県屋外広告物条例第四条第一項第一号、第七号及び第九号並びに第四項各号の規定により指定する地域及び場所並びに物件）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

表条例第四条第一項第一号に係るものの項中欄第二号中「第六十九条第二項」を「第九十九条第二項」に改める。

県営水道告示

奈良県営水道告示第一号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（奈良県水道局に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三月奈良県規則第四十三号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

根拠となる法令又は条例等の名称及び条項

名称 条項

奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）
第六条第一項

行政文書の開示請求

対象手続等の名称

二 適用日

平成十七年四月一日

教育委員会告示

奈良県教育委員会告示第二十号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（教育委員会に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三月奈良県規則第四十三号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会委員長 岡本和美

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

根拠となる法令又は条例等の名称及び条項

名称 条項

奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）
第六条第一項

行政文書の開示請求

対象手続等の名称

二 適用日

Table with 2 main sections. Section 1: 県営水道告示 (Water Supply Notice). Section 2: 教育委員会告示 (Education Commission Notice). Each section contains a table of legal references and a list of applicable dates.

平成十七年四月一日

人事委員会告示

奈良県人事委員会告示第一号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（人事委員会に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三月奈良県規則第四十三号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成十七年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

根拠となる法令又は条例等の名称及び条項		
名称	条項	対象手続等の名称
奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第二十八号）	第六条第一項	行政文書の開示請求

二 適用日

平成十七年四月一日

公安委員会告示

奈良県公安委員会告示第43号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（公安委員会に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年3月奈良県規則第43号）第3条の規定により次のとおり告示する。

平成17年3月29日

奈良県公安委員会

委員長 西口廣宗

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

根拠となる法令又は条例等の名称及び条項		
名称	条項	対象手続等の名称
奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）	第6条第1項	行政文書の開示請求

二 適用日

平成17年4月1日

警察本部告示

奈良県警察本部告示第31号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（警察本部（警察署を含む。）に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年3月奈良県規則第43号）第3条の規定により次のとおり告示する。

平成17年3月29日

奈良県警察本部長 斐川雄治

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

根拠となる法令又は条例等の名称及び条項		
名称	条項	対象手続等の名称

奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）
第6条第1項
行政文書の開示請求

2 適用日
平成17年4月1日

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第百二十九号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（選挙管理委員会に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年3月奈良県規則第四十三号）第三条の規定により次のとおり告示する。
平成17年3月29日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井 皓喜

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

名称	条項	対象手続等の名称
奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）	第六条第一項	行政文書の開示請求

二 適用日
平成17年4月1日

監査委員会告示

奈良県監査委員会告示第二号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（監査委員に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年3月奈良県規則第四十三号）第三条の規定により次のとおり告示する。
平成17年3月29日

奈良県監査委員 大倉 潔

同 中 畠 實 男

同 山 本 進 章

同 中 野 雅 史

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

名称	条項	対象手続等の名称
奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）	第六条第一項	行政文書の開示請求

二 適用日

平成17年4月1日

労働委員会告示

奈良県労働委員会告示第二号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（労働委員会に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年3月奈良県規則第四十三号）第三条の規定により次のとおり告示する。
平成17年3月29日

奈良県労働委員会

会長 佐藤 公一

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

根拠となる法令又は条例等の名称及び条項

対象手続等の名称

名称

条項

奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）

第六条第一項

行政文書の開示請求

二 適用日

平成十七年四月一日

収用委員会告示

奈良県収用委員会告示第二号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（収用委員会に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三月奈良県規則第四十三号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成十七年三月二十九日

奈良県収用委員会

会長 池田 辰夫

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

根拠となる法令又は条例等の名称及び条項

対象手続等の名称

名称

条項

奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）

第六条第一項

行政文書の開示請求

二 適用日

平成十七年四月一日

内水面漁場管理委員会告示

奈良県内水面漁場管理委員会告示第三号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（内水面漁場管理委員会に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三月奈良県規則第四十三号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成十七年三月二十九日

奈良県内水面漁場管理委員会

会長 御勢 久右衛門

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

根拠となる法令又は条例等の名称及び条項

対象手続等の名称

名称

条項

奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）

第六条第一項

行政文書の開示請求

二 適用日

平成十七年四月一日

県議会告示

奈良県議会告示第一号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（議会に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三月奈良県規則第四十三号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成十七年三月二十九日

奈良県議会議長 米田 忠則

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

名称	奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）	条項	第六条第一項	対象手続等の名称	行政文書の開示請求
----	------------------------------	----	--------	----------	-----------

二 適用日

平成十七年四月一日

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七七二二代

本誌は再生紙を使用しています。

